

査証上の規制緩和が及ぼす国際観光振興の一考察

——訪日ツーリズム活性化へのヒント——

鈴木 勝

I 研究の背景

1. 研究の目的と概要

近年、グローバルな大交流時代にあって、経済的、社会文化的、自然環境的な観光の効果に目覚めた国家は観光振興に力を入れている。振興手法は種々あるが、中でも強力な手段の一つとして、査証もしくはこれに関連する規制緩和政策があり、諸国が導入・実施し、また模索している。本小論の目的は、査証上の規制緩和の形態にはどのようなものがあるか、また、どのように諸国で実施され効果を発揮しているかを検証しようとする試みである。同時に、近年、訪日外国人誘致活動が盛んになってきた日本へのヒントを提供する意図も含まれている。

現在の国際的大交流時代をさらに進展させるには、査証相互免除という「査証なし（ノービザ）制」が理想的であるが、国益保護の観点などからして安易に導入できない理由も背けないことではない。では、どのような方策を採るべきであるかという問題が生ずる。現在、「観光先進国」、「観光立国」などと称される国々では、外国人旅行者への誘致プロモーションと平行して、様々な査証上の政策を採用しているケースが多い。たとえば、本来であれば双方向であるべき査証免除を一方的に行う手法、地域限定や期間限定などの変則的な「ノービザ制」、通過客のみに対し実施する「査証免除トランジット」、年齢限定・修学旅行生などのマーケット特定の査証免除などの手法がある。他方、これらの「ノービザ制」実施以外の手法として、一定期間内であれば何回でも入国を許可する「マルチ・ビザ」を導入したり、青少年対象にワーキング・ホリデー・ビザを発給したり、または、パスポート上の残存期間を制限緩和したりする手法などもある。

ところで、21世紀に入り国際交流を阻害する諸要因として、アメリカ同時多発テロ、インドネシア・バリ島テロ、イラク戦争、SARS（新型肺炎）などが次々に発生しているが、これらの要因で落ち込んだ観光を復活させようと、様々な査証上の緩和政策が各国で試みられている。他方、これらの事件や事故に対して、観光振興にマイナス的な逆流的現象も見られていることも事実である。テロ多発に対抗して、アメリカやインドネシアの国々では、国益の保護などの観点から、査証発給に対し厳しい制限を復活させようとするケースもあるからである。現在、観光振興の拡大を求めつつも、査証に関する規制緩和に対して、世界全体が一様な動きを見せているわけでは決してない。

2. 研究の対象

「観光先進国」、または「観光立国」と称される海外諸国の事例を取り上げ、これらの国々で採用された査証上の規制緩和策を考察することにする。しかしながら、査証上の緩和政策の効果を追跡することはかなり難しい。なぜならば、査証の緩和政策を発表する段階には、当該査証緩和策が単独で実施されることは極めて少なく、平行して他の観光振興策を実施することが多く見られ、追跡調査を困難にするからである。しかしながら、過去の事例や各種データから鑑みれば、「ノービザ制」の実施の威力が極めて強く、国際観光を促進させ、数字として表れてきていることはたしかである。このようなことから、ドラスティックな査証緩和政策が導入された前後の国際観光の動向数値を追跡することにより、効果を把握できるものとする。ある研究者によれば、観光開発の段階から査証制度を考慮する重要性を「査証を緩和したり、免除したりすることで、観光開発は非常に進むものである。そして、旅行が容易になるし、国境の交通が頻

繁になりやすい。他方、観光を制限したり抑制したいのであれば、査証を厳しくすればよい¹⁾。」と説いている。

なお、本論の制限緩和の考究にあたっては、日本人向けへの政策に関しての事例が多いことを付記する。なぜならば、年間1,600万人の海外旅行者を数える日本に対して、海外諸国にとり誘致のために大いに関心があり、本論で述べる種々の査証上の緩和策がとられているからである。

II 査証上の規制緩和の形態と効果

1. 査証およびその機能

査証 (visa ビザ) とは、「訪問しようとする国の在外公館が、自国への訪問を希望する者に対して、その者の旅券の有効性や訪問目的、滞在期間などを審査し、訪問させてもさしつかえないと認定した場合に行う裏書である。申請者の旅券面の査証欄に入国目的や有効期限などを明記したスタンプやシールを貼り付けるなどする。ただし、その国への最終的な上陸許可権は、その国の海空港における入国審査官にあるので、査証を所持していても、その国の法規により、入国を拒否される場合もある²⁾」。査証は、国により異なるが目的により多種あり、一般的に、一般査証、公用査証、外交官査証に分かれている。本小論での中心は一般査証であるが、その中で観光旅行者に必要なものは「観光査証」であり、ビジネス出張の際には「業務査証」が必要とされる。国によっては、一定の目的や短期間の入国に関して、「査証相互免除協定」が締結され、相互に査証取得を不要とする国々がある。なお、査証の機能には、①海外諸国との健全な交流を促進させる働きとともに、②不法滞在や犯罪の防止という機能がある。

2. 査証上の規制緩和の形態

観光振興の動向を大きく左右すると考えられる諸政策、「査証そのもの」と「それに付随するもの」をそれぞれ検討してみたい。

①「ノービザ (NO VISA) 制」

両国における経済発展、文化交流、相互理解などの見地から国家間相互の利益を目的として、「査証相互免除協定 (reciprocal visa exemption agreement)」が締結されることがある。短期間、たとえば3カ月または6カ月以内に限って、通常、「観光目的」による滞在に適用される査証免除協定である。ただし、渡航目的が就

業、留学、その他の営利行動を行う場合には、原則として査証が必要とされる。適用条件や期間などは協定する相手国によって差異が生ずる (2002年12月現在、日本との査証相互免除協定を締結した国々は表4に見られるように、合計63カ国である。また、表1ではノービザの期間を掲示している)。なお、「ノービザ制」に関しては固定的なものではなく、事情により停止することがある。日本において、大量に入国者が増加した理由で停止された事例が見られる。

ところで、外交上の原則である互惠主義の精神に反するとしながらも、観光振興を目指して片方の国で実施する事例も少なくない。たとえば、韓国や台湾などは1990年代に入り、外国人からの観光収入を増加させるために、「ノービザ制」を導入した経緯がある。また、地域的マーケットの特殊性を鑑みて「ノービザ制」を採用する変則的手法も存在する。事例としては、韓国政府が中国人観光客を対象とし、済州島への渡航に関して「ノービザ制」とした。また、修学旅行の事例では、2002年日中国交正常化30周年を迎え、中国政府はその年度から訪中の日本青少年修学旅行団体に対し、ノービザ政策を発表している。わが国政府においては、韓国人修学旅行生への査証免除を2003年度に決定している。

他方、「ノービザ制」の期間延長がある。ウォン下落を経験した韓国が、「15日以内から30日以内まで不要」とする制限緩和を1999年3月1日から実施した事例である。同種の規制緩和策は、1997年の香港の中国への返還後における急激な観光客の落ち込みに接して緊急対応策としても存在し、それまでの1週間の「ノービザ制」を改め、2週間へ延長した事例である。近年、観光に重点を置く諸国が、期間延長措置の手法を多く取り入れている。

近年の「ノービザ制」導入における画期的な事例は、中国の新型肺炎 (SARS) 禍を経験した直後、すなわち2003年9月1日から日本人に対して、観光やビジネス出張などの15日間に限って実施されたことであろう。「ノービザ制」導入そのものが、観光誘致に効果を挙げられる状況にあるが、同時に、期間の延長も振興への呼び水となる。

一方、「ノービザ制」への踏み切りに躊躇する事情として、不法滞在や犯罪防止の見地以外に懸念されることがある。「受入れ国」に計上される査証収入である。たとえば、収入を目当てに在外公館の運営諸経費の補填をする国々も存在することはたしかであるが、「ノービザ制」で収入の道は断たれても、本国への観光客が増加す

れば、直接的・間接的収入が増し、査証収入を上回る効果があることを再認識すべきであろう。

ところで、近年、観光交流が拡大する潮流の中であり、「ノービザ制」を中止させようとする事例が出ている。例として、日本とインドネシア相互間である。相互免除協定は締結されず、日本人に対する「ノービザ」が実施されているだけである。2002年のバリ島爆破事件を起因とし、それまでの「ノービザ」に対して、インドネシア側から見直し且つ免除対象国を絞り込もうとする動きが出てきた。しかしながら、政府の構想が明らかになった時点で、現地観光関係者の中で反対運動が巻き起こり、現在、「ノービザ」中止に踏み込んではいない。今回の動きの背景には、インドネシア法務当局の不平な関係（相互免除協定締結国ではない）を良しとしない意向も手伝っていると聞く。

②「査証免除トランジット（通過）」

中国では2000年1月から上海への「48時間ビザなしトランジット滞在」を、上海の2つの空港間の乗り継ぎの便宜をはかるためにも、これをスタートさせた。この無査証事例は中国で初めてのケースであり、日本から第3国への観光またはビジネス旅行の際に、上海を含めたコースが可能になる。この政策実施は、2003年9月1日以降において、中国全体が「ノービザ制」へ移行したために影が薄まった現象であるが、それまでは査証取得が必須の中国にあって、画期的なことであった。また、他の事例としては、「CIS諸国（バルト3国を除く旧ソ連諸国）間トランジット協定³⁾」により、目的国の査証を持っていればその査証の有効期間内に、他国を72時間以内に通過できた（しかしながら、2000年より各国が相次いでこのトランジットを認めなくなり、通過の際にもトランジット・ビザが必要となった）。

③「マルチ・ビザ（multiple visa）」

入国査証は指定して申請しない限り、1回分の入国のみ使用できる査証となるが、2回以上入国することが予想出来る場合には、ある一定期間内であれば何回でも入国が可能である査証を「数次査証」といい、通称「マルチ・ビザ」と言われている。旅行の都度、査証取得のために旅行会社もしくは大使館・領事館に出向く煩雑さがなく、旅行意欲を刺激させる。このマルチ・ビザは商用などで渡航する場合に発給されるケースが多い。

また、マルチ・ビザに類似の制度「イータス（ETAS電子渡航許可制度）」を採用しているオーストラリアがある。これは **Electronic Travel Authority System** と称し、従来の査証に代わる新たな入国許可システムであ

る。このシステムを利用し入国許可を得ると、通常、登録した日から1年間、何度でも使用可能である。従来の旅券スタンプの押印やシールの貼付に代わり、申請（登録）手続き・許可をコンピュータで処理する電子渡航許可制度で所定の条件を満たしていれば、登録が可能である。問題がなければ許可が出て、ETASカードが発行されるので、旅券番号を記入し、所持の上、渡航する。これにより、かつてのオーストラリア入国手続きより簡易化され、観光振興に寄与している。ところで、オーストラリアに対して、日本政府は現在、査証相互免除協定を締結しておらず、我が国が一方的措置で査証免除措置を執っている例外的なケースの1つである。

④「長期滞在対象の年齢限定ビザ」など

マレーシア政府では高齢層の長期滞在に対して、マレーシア・マイセカンドホーム・ビザ（ロングステイ・プログラム）の取得を許可している。1年間の査証が5年間更新でき、その後、更に5年間の延長が可能とするものである。

⑤「ワーキング・ホリデー・ビザ」

観光目的で入国しようとする場合、通常、就業などの報酬を得る目的で活動することは不可能であるが、青少年に限って旅行費用をまかなうために一定の条件で就労を認める制度を許可する査証である。日本人青少年に対しては、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどがあり、最長1年間、観光旅行しながら働くことも可能である。ワーキング・ホリデー・ビザは1年間働きながら自由に多目的に滞在できる国際協定制度である。制度が広く知られるようになった現在は、語学学習の目的よりも生活体験目的の渡航滞在者が主流になっている。またワーキング・ホリデー・ビザで働きながら、正規就労を目指す人も少なくない。

⑥「パスポートの残存期間」 国家による政策で観光振興を企図できる方策に、パスポートの「残存期間の短縮政策」がある。入国時に一定日数以上のパスポート有効残存期間が必要であるとする国が存在する。これは入国者の不法滞在を取り締まる見地からの規則でもあり、平均して6カ月を求める国々が多い。しかしながら、観光振興上、「帰国時まで有効なもの」とする施策が効果を発揮することは言うまでもなく、近年、「帰国時まで有効なもの」、もしくは期間短縮の国々が目立っている。表1は、アジア・太平洋地域における主要な国々における規則である。EUメンバーであるフランス、イギリス、ドイツ、スイス、スペインなど多くの諸国は、「帰国時まで有効なもの」としている。

表1 アジア・太平洋地域の主要国における「査証不要の滞在期間」・「旅券の残存期間」（日本人入国時の事例）

国名	査証不要の滞在期間	入国時の旅券残存期間	特記事項
中国	観光、商用、親族訪問、トランジットの渡航15日間	15日間（ただし、残存有効期間は4カ月以上が望ましい）。	2003年9月：無査証実施。 修学旅行団体は30日以内の無査証滞在が可能。
韓国	30日間	帰国時まで有効なもの。入国時3カ月以上が望ましい。	往復予約済航空券が必要。
香港	3カ月	滞在日数以上	出国のための航空券・乗船券が必要。
台湾	30日以内	6カ月＋滞在予定日数	往復、または第3国への出国用予約済航空券を所持し、指定空港・港からの入国に限る。
マカオ	30日以内	30日以上	
タイ	30日以内	帰国時まで有効なもの	
シンガポール	2週間以内観光	6カ月以上。無査証滞在中の場合、現地で最長3カ月まで延長可能。	入国時妊娠6カ月以上の妊婦は入国に際して査証要。
フィリピン	21日以内	2カ月＋滞在日数以上	出国用航空券・乗船券が必要。
インドネシア	60日以内	6カ月以上	往復航空券を所持し、ジャカルタ・デンパサール・メダン等主要海空港からの入国に限る。
マレーシア	3カ月以内	6カ月以上	出国用航空券必要。
ニュージーランド	3カ月以内の観光目的	入国時3カ月＋滞在日数以上	往復航空券と滞在資金があること。
フィジー	4カ月以内の観光目的	入国時3カ月＋滞在日数以上	フィジーを出国する為の証明（航空券等）が必要。
アメリカ（含：グアム）	90日以内の観光目的	帰国時まで有効なもの	ただし、「米国査証免除パイロットプログラム」の条件を満たしていること。
カナダ	観光。滞在日数は入国審査官判断	カナダ出国予定日を1日越えること。	18才未満が単独で入国する場合、入国審査時に書類が必要。

実際面で、リピーターゆえに、パスポートの残存期間の失念も多く、出発地の国際空港で搭乗を拒否されるケースも少なくない。例えば、リゾート地として評判のバリ島への渡航などに「6カ月以上」を「1カ月ないしは帰国時まで有効なもの」などに残存期間を改訂することにより、インドネシアへの観光もかなり盛んになる。タイは1999年に従来の6カ月以上の残存期間を改訂し、旅行期間が残っていれば入国を許可する政策に変更している。また、SARS（新型肺炎）を経験した中国は、2003年9月1日より日本人に対して査証免除を実施したが、同時に旅券残存期間6カ月間を15日間に大幅に緩和している。

⑦ 「査証費用の低廉化」

近年、パッケージ・ツアーに代表されるように「旅行

代金の低廉化」が目立っている。一方、「査証代金および取得関連経費」が不変なために、年々、旅行費用に占めるビザ費用のシェアが高まっている現状にある。事例を挙げるならば、査証代金（取得関連経費）が高額であった中国に関して、「冬場となると、1都市滞在で2～3万円台の旅行商品が出ているのに、中国は常に査証代がこれにプラスされてしまう。費用は旅行会社によって異なるが、手数料を入れて6,000円～7,000円が一般的⁴⁾」である。したがって、査証代金および取得関連経費が低廉化に向かえばそれだけ、他の海外 destinations と競争できることになり、観光促進の一助になることはたしかである。

⑧ 「査証取得の簡素化」

まず、査証申請書類の簡素化が重要である。各国を調

査すれば、観光に力を注ぐ国々は、申請上の諸項目はポイントを抑えた手法を採用し、簡素化に努力していることがわかる。次に、申請書類そのものもさることながら、査証取得に要する期間短縮が盲点になっている。最近のリピーターは1週間以内の旅行決定も多い。彼らを当該国へ誘致させる手法として「査証取得日数の短期化」が有効である。日本への渡航に関して、諸外国からの要望が多い。たとえば、中国人の観光目的渡航者に対して、ドイツ査証は約3日間で取得できるが、日本に関しては1~2週間、近頃では約2週間を要している実態がある。

⑨査証の現地取得 (VISA ON ARRIVAL)

相手国への空港到着時に、査証が申請できる制度であるが、もちろん、出発地で取得可能である。日本人にとって、アセアン諸国で言うならば、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーで行われている。

⑩空港手続きの簡素化

空港での簡素な手続きの模範的な事例として、EUメンバー国での入国手続きである。「シェンゲン条約」による査証免除入国とシェンゲン査証の特例措置がある。内容は、「EU内に住む全ての国民の通行が自由化された条約」であり、他方、「条約国以外の国民はいったん条約国のうちの1カ国に入国すればその後は条約国内ならば自由に移動できる⁵⁾」ことにより、また、簡素な手続きのためにEUへの旅行者を加速させている。ところで、このシェンゲン条約により、近年、外国旅行が盛んな中国人による観光目的旅行の場合、ADS(観光目的指定)国がEUにはドイツだけであるが、このドイツ経由、EUメンバー国に訪問可能となり多くが訪れている。

3. 査証上の規制緩和の効果

査証上の規制緩和がもたらす効果や影響を考察すると、多岐にわたることがわかる。主として、日本人の事例を取り上げることにするが、他国籍の旅行者にもほぼ当てはまるものとする。

①「リピーターの増加」への対応

わが国に例をとると、2002年1年間の海外旅行回数調査によれば、「今までの経験回数が始めてという人が5.3%であるのに対し、2~3回が14.4%、4~5回が13.6%、6~9回が18.2%、10回以上は46.3%。10回以上のリピーターの比率が前年に比べて約2ポイント、前々年調査からは約6ポイント上昇している点が注目される⁶⁾」。このように近年、リピーターが激増傾

向にあり、彼らが海外旅行者数を下支えしている要因となっている。一般に、海外旅行の初心者にとっては、査証取得には時間的余裕を持つが、リピーターはそうではなく直前が多い。したがって、リピーターが激増中には、査証上の緩和政策が効果を発揮することになる。

②「旅行申込みの間際化傾向」への対応

最近、日本の旅行マーケットでは、出発日間際での予約や変更が顕著になっている。これを「申込みの間際化傾向」と称している。従来であれば、海外パッケージ・ツアーは遅くとも1~2週間前に申込みが必要であったが、最近では1週間以内での申込みの事例も少なくない。その際に10年利用のパスポートが一般的となった現在、ネックは査証となる。したがって、間際の旅行決定に対応できる「ノービザ制」はデスティネーションの意思決定を大きく左右することになる。ところで、「予約の間際化」を加速させている要因の1つに、近年の環境(停滞する日本経済、イラク戦争、SARSなど)の先行き不透明感があり、前広な旅行計画が立てにくくしている背景もある。

③「旅行代金の低廉化」への対応

既述のように全旅行費用に占める査証費用(査証代+取得に要する諸経費)のシェアは年々、高まりつつあり、査証上の規制緩和がこれに対応できることになる。

④「渡航者の精神的負担」および「販売旅行会社における負担」への軽減作用

渡航者への作用として、間際化の予約であっても査証が取得できるか心配する必要がなくなる。他方、後者にとっては、販売面で精神的に楽になり、また、査証申請書のサインなどの手間も不要で電話だけで業務が完了することになる。販売にあたり、もし査証が必要とされる時には、デスティネーション自体が推薦できる場合でも、積極的に誘導販売ができないケースが少なくない。規制緩和により、販売店のセールス・マインドは大きく異なることになる。

⑤「外国人旅行者へのホスピタリティの意思表示」

査証上の規制が緩和されることは、当該国により訪問歓迎の意思が強く包含されていることを意味していることになる。

⑥「パスポートの有効利用」

「帰国時まで有効なもの」と規制緩和することにより、期限まで有効活用できることになる。

III 査証上の規制緩和導入による 国際観光の動向

1. 査証免除措置（韓国および台湾の事例）

査証に関する規制緩和を次々に打ち出している国々のうち、近隣の「韓国」と「台湾」を取り上げ、インバウンド・マーケットの動きを検討する。なぜならば、観光振興面を重視して査証上の規制緩和をいろいろ試みているからである。

* 「韓国」 規制緩和を実施した前後の日本人および中国人の旅行者動向をみる（表2）。

〈対日本人〉1993年11月の大田 EXPO を機会にして査証免除措置（観光目的滞在 15日以内）が採用され、翌年、「韓国訪問年（VISIT KOREA YEAR 1994）」にその措置は延長された。また、無査証滞在期間は1999年3月から「観光目的滞在15日以内から30日以内」とし、現在に至っている。表では近年10年間の伸び率を掲げてみた。

- ・1992年：139万8604人と前年比3.9%減少となっている。
- ・1993年：149万2069人と、6.7%の伸びを示している。
- ・1994年：164万4097人と、大きく伸び、10.2%増を示している。
- ・1998・1999・2000の各年：いずれも二桁の伸び率を示している。

過去10年間、たしかに小幅な落ち込みを示した年度もあるが、日本人のインバウンド旅行分野は順調な推移を

見せている。

〈対中国人〉1998年に、中国政府は韓国に対して、観光目的渡航を許可する「ADS国」とした。翌1999年には、韓国政府は中国人に対して、「済州島への査証免除」を実施する政策を打ち出した。

・「ADS国」となった翌年から2002年度まで急激な伸び率を示している。

以上から、「ADS国への移行」および「済州島への査証免除」の制限緩和が、双方とも好影響を与えたものと考えられる。

* 「台湾」 1994年1月から日本人に対し「5日以内の滞在」について査証の免除を実施した。

・1993年：70万4,000人と12.0%減少を示した。

・1994年：82万4,000人と17.0%と大きく伸ばしている。

・1995年：91万4,000人、11.0%増と前年に続き、急速に拡大している。

以上から、台湾に関して、査証免除の1994年を基点として、2002年まで1%台の減少はあったものの順調

表3 台湾への旅行者数（日本人および世界全体）

年	日本人(人)	前年比(%)	世界全体(人)	前年比(%)
1992	800,000	—	1,649,726	—
93	704,000	▲12.0	1,601,228	▲3.0
94	824,000	17.0	1,856,685	16.0
95	914,000	11.0	2,066,333	11.3
96	918,000	0.4	2,088,539	1.1
97	906,000	▲1.3	2,115,641	1.3
98	827,000	▲1.4	2,031,811	▲4.0
99	826,000	▲1.2	2,115,653	4.1
2000	923,000	11.7	2,310,670	9.2
01	978,000	6.0	2,291,871	▲0.8
02	991,000	1.3	2,354,017	2.7

（資料）台湾交通部観光局

表2 韓国への旅行者数（日本人・中国人・世界全体）

年	日本人(人)	前年比(%)	中国人(人)	前年比(%)	世界全体(人)	前年比(%)
1992	1,398,604	▲3.9	86,865	—	3,231,081	1.1
93	1,492,069	6.7	99,957	15.1	3,331,226	3.1
94	1,644,097	10.2	140,985	41.0	3,580,024	7.5
95	1,667,203	1.4	178,359	26.5	3,753,197	4.8
96	1,526,559	▲8.4	199,604	1.1	3,683,779	▲1.8
97	1,676,434	9.8	214,244	7.3	3,908,140	6.1
98	1,954,416	16.6	210,662	▲1.7	4,250,216	8.8
99	2,184,121	11.8	316,639	50.3	4,659,785	9.6
2000	2,472,054	13.2	442,794	39.8	5,321,792	14.2
01	2,377,321	▲3.8	482,227	8.9	5,147,204	▲3.3
02	2,320,837	▲2.4	539,466	11.9	5,347,468	3.9

（資料）KNTO（韓国観光公社）

な増加を示している。

上記のように、両デスティネーションとも査証免除措置を実施した結果、相対的に停滞状況であった日本人客を手軽に旅行できるようにさせたことで、特にFIT(個人旅行)化が進展し、着実な増加に結びついていると思われる。「とりわけ、1990年代後半までの韓国旅行のブーム的な状況は、ノービザをスタートさせた1993年後半が起点となっていることから、その効用は明らかであった⁷⁾」と評価されている。

2. 査証の規制緩和に逆行する事例

①アメリカ

米国国土安全保障省は「テロ対策の一環として、外国旅行者が米国経由で航空機を乗り継ぐため米国に到着した場合、入国ビザ(査証)を免除してきたこれまでの措置の一時中止を発表した。『旅行者に影響が出ることは分かっている』としながらも安全を守るためビザの必要性を強調した⁸⁾」。

②インドネシア

インドネシア政府は、観光査証制度を再検討し、免除対象国を見直す(日本を含めた48カ国から11カ国に縮小する)大統領令(2003年4月)が出されているが現在、実施に至っていない。実施されれば、日本を含む非対象国の外国人は、到着空港にて有料の到着時訪問査証を取得しなければならないことになる。理由としては、2002年のバリ島テロに加えて、日本など相互免除協定非締結国に対して、正常な形に戻そうとの意向も含まれている。しかしながら、「ビザが不要であったデスティネーションが、政策転換によりビザが必要になれば、観光産業にとって逆の影響が避けられないことは容易に想像できるだろう。(中略)政府の構想が明らかになった時点で、現地関係者の間で大きな反対運動が巻き起こったというもうなずけるところ⁹⁾」と報じられている。

IV 日本における査証の緩和政策の現況と課題

1. 訪日外国人誘致と査証上の規制緩和

わが国首相は2003年1月の施政方針演説の中で、「わが国の文化・観光魅力を全世界に紹介し、訪日外国人旅行者の増加とこれを通じた地域の活性化を図る」と“観光立国”への道を表明し、「2010年はテン・ミリオン(1,000万人)」の訪日外国人誘致プランを発表し、2003年を「訪日ツーリズム元年」と位置づけ、観光立国の道

を歩みだしている。国際観光の極端な“いびつ”状況——「日本人海外旅行者1,600万人 vs. 訪日外国人500万人(3:1の比率)」——の是正を行おうとしているのである。

そもそも、この「観光振興」が言い出された理由としては次のような背景がある。日本経済が低迷する中で、観光を需要喚起に直結する即効性ある景気浮揚策の“切り札”として考えたのである。すなわち、訪日外国人を多くすることにより、経済面での効果を上げる一方、雇用をアップさせようとする意図が含まれている。同時に「外国人による日本の理解不足」や「文化交流面での弱さ」を補う戦略も存在する。

観光立国を推進させる手法として、査証免除を筆頭とした規制緩和策を進め、外国に対して柔軟な政策を採ることが処々に叫ばれている。ところで、日本は世界各国に対して、現在、どのような査証免除措置を実施しているのだろうか。表4によると63カ国との間で相互査証免除措置が採られている。しかしながら、わが国の観光振興上、有利な展開をもたらすと考えられるアジアの国々に対しては、満足の行く措置が採られていないと言っている。

2. 今後の課題

査証免除制度が観光振興に威力を発揮することは、近隣の韓国や台湾でも証明済みであり、観光大国を目指すのであれば今一度、査証緩和に関して徹底的な論議が必要であろう。各国画一的な緩和を求めるものではなく、例えば、査証免除トランジット制、地域・期間・年齢限定査証免除などが、一定の国々によって考慮されてもよいと考えるからである。

我が国の外国人に対する訪日旅行査証制度が、海外からの旅行者を増大させるに当たっての大きな障害となっているとの認識から、2003年度においても下記のような「訪日旅行ビザに関する改善策の提言」¹¹⁾が政府に提出されている。

「査証上の規制緩和に関する提言(事例)」

(1) 日本は、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、カナダ、シンガポールなどの主要国との間でビザを相互に免除する協定を締結している。これに対し、日本は、韓国、香港、台湾、タイ、中国との間ではビザを相互に免除する協定を締結していない。

(2) イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、カナ

表4 査証相互免除取極国一覧表¹⁰⁾

(2002年12月現在)

査証相互免除国	滞在期間	査証相互免除国	滞在期間
(アジア地域) シンガポール バキスタン バングラデシュ ブルネイ マレーシア	3か月以内 (取極一時停止中) () 14日以内 (査証取得勸奨中)	(欧州地域) サン・マリノ スイス スウェーデン スペイン スロヴェニア チェコ デンマーク ドイツ ノールウェー ハンガリー フィンランド フランス ベルギー ポーランド ポルトガル マケドニア マルタ モナコ ラトヴィア リトアニア スロヴァキア リヒテンシュタイン ルクセンブルグ 連合王国	3か月以内 6か月以内 ^(注2) 3か月以内 〃 〃 90日以内 ^(注3) 3か月以内 6か月以内 ^(注2) 3か月以内 90日以内 3か月以内 〃 〃 90日以内 3か月以内 〃 〃 90日以内 〃 〃 〃 6か月以内 ^(注2) 3か月以内 6か月以内 ^(注2)
(北米地域) アメリカ カナダ	90日以内 3か月以内	(大洋州地域) オーストラリア ニュージーランド	90日以内 ^(注3) 〃
(中南米地域) アルゼンティン ウルグアイ エル・サルヴァドル グアテマラ コスタ・リカ コロンビア スリナム チリ ドミニカ (共) バハマ バルバドス ペルー ホンデュラス メキシコ	3か月以内 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 90日以内 (査証取得勸奨中) 3か月以内 6か月以内 ^(注2)	(中近東地域) イスラエル イラン トルコ	3か月以内 (取極一時停止中) 3か月以内
(欧州地域) アイスランド アイルランド アンドラ イタリア エストニア オーストリア オランダ ギリシャ クロアチア サイプラス	3か月以内 6か月以内 ^(注2) 90日以内 3か月以内 90日以内 6か月以内 ^(注2) 3か月以内 〃 〃 〃	(アフリカ地域) チュニジア モーリシャス レソト	3か月以内 〃 〃

(注1) 3か月又は90日以内の査証相互免除措置に該当する場合、上陸許可の際に付与される在留資格は「短期滞在」、滞在期間は「90日」(ブルネイは「15日」)です。

(注2) 6か月以内の査証相互免除措置に該当する国の国民については、上陸時、原則として90日の在留期間が付与され、90日を超えて滞在する場合には、最寄りの各地方入国管理当局において在留期間更新手続を行う必要があります。

(注3) オーストラリアについては査証相互免除措置ではなく、我が国の一方的措置です。

ダ、シンガポール等の主要国は、韓国、香港との間でビザを相互に免除する協定を締結し、韓国、香港からの来訪の促進を図っている。

- (3) 韓国、香港、台湾、タイにおいては、独自に日本人に対してノービザ措置を行い、日本からの来訪の促進を図っている。
- (4) これに対して、日本は、韓国などからの入国者に対しビザを要求するとともに、発給条件、提出書類等に関しても入国者にとって負担が大きいものとなっている。

これら以外にも提言が種々なされているが、内容としてほぼ同じであるが、上記以外に「中国人・修学旅行団体」・「中国における日本入国査証発給窓口の拡大」・「日本入国査証申請手続きの簡素化及び代理申請条件の緩和」・「数次(マルチ)ビザ発給条件の緩和及び手数料の値下げ」・「査証取得日数の短期化」などの要望が上っている。

V おわりに

本小論で考察してきたように、国際観光を振興させる手法として、査証上の緩和政策には「ノービザ制」に代表されるがこれだけには限らない。さまざまな手法がある。国益を害する、または政治的に問題が大きい場合には究極的な「ノービザ制」に固執することなく、国際観光を振興させることが可能な規制緩和の諸手段がある。しかしながら、その討議の段階においては、マイナス面ばかりに焦点をあわせることなく、グローバルな大交流を推進させるとの観点から、経済的、社会文化的、自然環境的な観光の効果に着目し決断をすべきと考える。わが日本においては、観光立国への道へ向かいつつあるが、いかに海外の国々に査証上の規制緩和を行うか。現在、国に応じた柔軟な規制緩和が切に望まれている。

注

- 1) マーチン オーバーマン・ケー スン チョン、内藤嘉昭訳『途上国観光論』学文社、1999年、P. 42
- 2) 長谷政弘編著『観光学辞典』同文館、1997年、P. 242

- 3) 中央アジアのいずれか1カ国の査証を所有すれば、その行程にある加盟国を一定期間での通過を認める制度(トルクメニスタン以外の国で採用)であったが、現在は廃止された。
- 4) 週刊トラベルジャーナル 2003. APR. 28
- 5) 「シェンゲン条約 (Schengen Convention) とは、EU内で、国境などでのパスポートやIDカードの提示なしで自由に人間の通過を認める条約。1995年3月26日に発効した時点では、ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガルの7カ国が加盟していたが、後にオーストリア、イタリア、ギリシャも参加した。1985年にルクセンブルクのシェンゲン村でこの条約の元になる条約が結ばれたためこの名称がつけられた」(『現代用語の基礎知識』(株)自由国民社、2000年、P. 246)。
- 6) JTB「JTB REPORT 2003(日本人海外旅行のすべて)」JTB、2003年、P. 13
- 7) 週刊トラベルジャーナル 2003. APR. 28
- 8) 日本経済新聞社 2003年8月4日
- 9) 週刊トラベルジャーナル 2003. APR. 28
- 10) 外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/annai/visa_2.html#1
- 11) 「訪日旅行ビザ問題研究会」による提言：「訪日旅行ビザに関する改善策の提言」(2003年2月)。

参考文献

- JTB『JTB REPORT 2003』JTB、2003年
 長谷政弘編著『観光学辞典』同文館、1997年
 山上 徹・堀野正人編著『ホスピタリティ・観光事典』白桃書房、2001年
 マーチンオーバーマン・ケー スン チョン、内藤嘉昭訳『途上国観光論』学文社、1999年
 株式会社トラベルジャーナル『週間トラベルジャーナル』、2000年～2003年
 『現代用語の基礎知識』(株)自由国民社、2000年